

くわの仁後援会 規約

(名称・事務所の所在地)

第1条 本会は、「くわの仁後援会」と称し、主たる事務所を滋賀県大津市本堅田二丁目26-3に置く。

(目的)

第2条 本会は、くわの仁の政治活動を後援すること、および会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、研修会の開催や広報の発行、その他活動に必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会を希望する者をもって構成する。

(入会・退会の手続き)

第5条 本会への入会、または退会の手続きは、書面をもって行う。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長・・・・・・・・・・1名
- (2) 副会長・・・・・・・・・・若干名
- (3) 幹事長・・・・・・・・・・1名
- (4) 副幹事長・・・・・・・・・・若干名
- (5) 幹事・・・・・・・・・・若干名
- (6) 会計責任者・・・・・・・・1名
- (7) 同職務代行者・・・・・・・・1名
- (8) 監事・・・・・・・・・・2名

(役員を選出及び任期)

第7条 役員を選出は、総会にて行い、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問及び参与)

第8条 本会には、常任顧問及び参与を設けることができる。その選任については会長が委嘱をする。

(総会)

- 第9条 (1) 会長は毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集することができる。
(2) 諸事情によりやむを得ない場合は、役員会をもって総会に代えることができる。

(役員会)

第10条 会長は、必要に応じて役員会を招集することができる。

(経費)

第11条 本会の経費は、寄付金、その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

- 第12条 (1) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
(2) 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第13条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補足)

第14条 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

付則 本規約は、平成30年5月22日から施行する。